

シリーズ連載  
【第七回】

身近に知っ得!  
相続相談

相続には『生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本』が必要で、亡くなった方のお父さんの戸籍謄本が、亡くなった方が生まれてから以降除籍されるまで全部必要となります。貴方のお爺さんやお父さんは、お引越しを何回されま

したか？戸籍は移転しましたか？わかりませんよね…。

貴方がわからないことは、お子様も、配偶者も、特に養子の方はわかりません。戸籍謄本はその所在地の役所に請求しなければなりません。所在地が不明であれば、一通ずつたどりながら遡っていくしかありません。この作業がものすごく大変ですし、記載が崩し字で読み辛いケースが多くあります。最近、当事務所でも【しゅうか

つ(終活)】セミナーを行っています。私も、そこでも助言しておりますが、読者の皆さまに生前に、ご自身の戸籍謄本を『生まれてから今まで、切れ目無く』揃えておかれること、強くお勧めします。これがあると、車の名義・株・銀行預金・不動産…何でも利用可能です。

大変であれば行政書士等に依頼し、自分の戸籍謄本を取って、相続人関係図まで作っておくことをお勧めします。

銀行の名義変更には、この『生まれてから亡くなるまで連続した戸籍謄本』が必要です。その他、銀行所定の用紙に相続人全員(場合によっては一部)の署名捺印・印鑑証明が必要となります。

銀行の名義変更手続きをご存じですか？



【取材協力】  
行政書士 **中舘 達司**  
MBA・FP  
三井住友信託銀行にて遺言・相続・法人コンサルティングを担当し、MBA取得後独立。現在、アーネスト法務経営事務所代表を務めている

☎048-711-3046  
✉info@earnest-gl.com

📍南区南浦和3-16-18-201  
🌐www.earnest-gl.com